

# 東北 税政連だより

## No.152 税理士の権益の維持と その拡大のために 税政連があります

### 事業承継税制の 改正を巡る勉強会を開催

東北税理士政治連盟と宮城県税理士政治連盟は、3月19日東北税理士会館において「事業承継税制改正を巡る勉強会」を開催し、当日は60名を超える会員が参加した。



第一部は財務省主税局の企画官を講師に迎え、「平成30年度税制改正のポイント」事業承継税制の抜本改正を中心として、

産性革命の実現企業の事業承継・競争力強化のための法人税の改正、働き方改革や子育て世代等に配慮する観点からの所得税の見直し等々の説明をいただいた。第二部は中小企業庁事業環境部財務課（事業承継担当）の課長補佐より「事業承継税制について」と題し講演が行われた。中小企業の事業承継は喫緊の課題であること、切れ目のない事業承継支援を今後10年間で集中して実施すること、事業承継に向けた必要準備事項等について、円滑な事業承継の事例をもとに説明をいただいた。

その後の質疑応答では、「納



### 「消費税軽減税率制度」 岩手県税理士政治連盟

幹事長 佐々木 智也

平成31年10月1日の消費税の軽減税率制度の実施まで残り一年半を切っています。

「軽減税率制度の導入を見直すこと」という税理士会の税制

改正建議に基づき、税政連では軽減税率制度の見直しを活動の一丁目一番地と位置付け国会議員の先生方への陳情を中心とする活動を行っています。平成30年度の税制改正では見直しは行なわれていません。

現状及び今後の政治・経済情勢によっては再々延期も有り得ると考えているところではあります。事業者の事務負担の増加及び軽減税率対象品目の選定から生じる課税庁とのトラブルといった事象を生じさせないためにも軽減税率制度の見直し及び単一税率の維持は必要であると考えます。

軽減税率制度の見直しを図られ単一税率が維持されるためには、我々税政連の活動はもろろんのこと、クライアントである事業者には事務負担が増大することを理解してもらい、その立場から反対してもらうことも必要です。

会員の皆様には日常の業務で接するクライアントに制度の内容について説明していただくことにより、税政連の活動に協力いただければと思います。

### 東北税理士政治連盟の ホームページを開設いたしました

開設日 平成30年 6月 1日

今後ホームページを通じて、様々な情報を発信してまいります。

ホームページアドレス  
<http://www.tohokuzeiseiren.jp/>